



おぐら倉

校訓
自主
創造
協力



令和4年9月15日(木)発行
校長 栗原 博巳
北九州市八幡東区尾倉三丁目10番1号
HP: www.kita9.ed.jp/ogura-j/

＜学校教育目標＞

豊かな心を持ち、健やかでたくましく行動する生徒の育成～みんなで考え、みんなで取り組み、みんなでつくる尾倉中学校～

＜目指す生徒像＞

- ① 感性豊かで、意欲的、主体的に学習する生徒
- ② 健康で明るく、思いやりのある生徒
- ③ 礼儀正しく、奉仕の精神に満ちた生徒
- ◇ 元気のいい挨拶・礼儀・身なり・学習規律と集団生活における規律とマナー

台風14号に関する情報

北九州市危機管理室より、令和4年9月16日(金)6時00分現在の台風14号について情報提供がありましたのでお知らせします。

■現在の進路予想であれば18日(日)19日(月)に北九州へ台風による 雨、強風の影響が出る可能性がある。

■現時点では18日(日)の昼頃から強風域に入り19日(月)の夕方に強風域を抜ける予想である。

■最接近は19日明け方で、暴風域を伴ったまま北九州に上陸、もしくは西を通過することが予想される。

■台風の速度が遅く、接近により雨、風の影響が長く続くことが予想される。

以上の点から、

- ① 18日(日)、19日(月)の部活動は中止します。
- ② 市内で体育大会を含む学校行事は日程変更及び中止をします。(本校は該当しません)。
- ③ 現時点で、20日(火)は通常登校です。変更がある場合は、19日(月)の13時までに教育委員会及び校長会から連絡がありますので、その後いっせいメールでお知らせします。

重要!

新型コロナウイルス感染症の療養期間等の見直しについて

標記の件につきまして、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課、北九州市教育委員会より通知がありましたので連絡します。

なお、登校判断については、7月22日付連絡(学校通信215号、8月24日いっせいメール文、学校HP)と変更ありません。陽性や濃厚接触者になった場合は、学校にご相談ください。

先日9月8日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、「With コロナに向けた政策の考え方」が決定されるとともに、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(以下「基本的対処方針」という。)が変更されました。

今般の基本的対処方針の変更においては、新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期

間等についても見直しが行われていますので、下記の内容をご確認ください。

① 有症状または無症状患者の療養期間(9月7日より適用)

○ 有症状患者

【変更前】

発症日から10日間経過し、かつ症状軽快後72時間経過した場合⇒11日目から解除可能

【変更後】

発症日から7日間経過しかつ症状軽快後24時間経過した場合⇒8日目から解除可能

※ただし、10日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動の徹底が必要です。

○ 無症状者(無症状病原体保有者)

【変更前】

検体採取日から7日間を経過した場合⇒8日目から解除可能

【変更後】

検体採取日から7日間を経過した場合⇒8日目から解除可能(従来から変更なし)

※加えて、5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日間経過後(6日目)に解除可能です。ただし、7日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動の徹底が必要です。

② 留意事項

ア 療養解除後も、有症状患者については発症日から10日間が経過するまで、無症状患者については検体採取日から7日間が経過するまでは、感染予防行動の徹底が求められます。

イ 療養期間中も一定の場合に、食料品等の買い出しなど必要最小限の外出を行うことは差支えないが、療養期間中の出勤、登校は必要最小限の外出としては認められません。

ウ 新型コロナウイルスへの感染が確認された教職員や児童生徒等が、療養解除後に学校に出勤、登校するにあたって、学校に陰性証明を提出する必要はありません。

【参考】新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和4年9月8日変更)

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r2_040908.pdf

児童生徒の「命を守る」取組について

9月14日北九州市教育委員会生徒指導課より上記の件について通知がありました。その中で、「相談窓口の周知について」の項目がありますので、その内容をお知らせします。

○ 「北九州市 SNS 相談事業」「24時間子ども相談ホットライン」や「北九州市いのちの電話」の相談窓口を児童生徒・保護者に周知する。(8月25日配信のいっせいメールをご確認ください)

○ 保護者が把握した児童生徒の悩みや変化については、積極的に学校に相談するよう周知する。(担任や学年職員、部活動担当等、生徒に寄り添った対応を行いますので、いつでもご相談ください)